

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

令和 2 年（2 0 2 0 年）2 月 1 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和 3 2 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 2 公園施設を設置する場合の項中「4 6 0 円」の次に「(公募の方法により公園施設を設置する場合は、この表に定める額に 5 0 0 を乗じて得た額以内の額)」を加える。
- (2) 別表 4 3 円山動物園の表を次のように改める。

3 円山動物園

区分		使用料		備考
		単位	金額	
入園料	個人	1 回につき	8 0 0 円	中学生、小学生及び小学校入学前の者は、無料とする。
		1 年につき	2, 0 0 0 円	
	団体（3 0 人以上）	1 人 1 回につき	7 2 0 円	
有料プログラム		1 人 1 回につき	3, 0 0 0 円を上限として規則で定める額	

- (3) 別表 4 6 札幌芸術の森の表屋内美術館の項中「の範囲内で」を「を上限として」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表 2 の規定は、施行日以後の日を使用の期間の初日とする使用

に係る使用料について適用し、施行日前の日を使用の期間の初日とする使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表4 3 円山動物園の表の規定は、施行日以後の使用の承認に係る使用料について適用し、施行日前の使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

円山動物園の使用料を適正な額に改定するとともに、新たに有料プログラムへの参加に係る料金を使用料として定めるほか、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。